

改善要望・改善報告書

施設の名称 東大阪市立野外活動センター自由の森なるかわ

令和 5 年度

第三者評価に基づく改善要望及び改善報告

(第三者評価で要改善事項とされた項目のうち、指定管理者・施設担当課の努力により改善余地がある事項。)

観点＝有効性、効率性、適正性、財務健全性、労働環境、その他の中から選択。

No.	観点	要改善事項	指定管理者・施設担当課による改善報告 (令和7年1月31日時点)
1	適正性	指定管理者:指定管理者の本社側の決算作業の遅れを原因として、事業報告、収入・支出の所管課への報告の遅延事実が明らかとなった。適宜所管課と協議のもと是正を進めていく必要がある。	遅延することのないよう指導を行い、令和5年度より是正された。
2	適正性	所管課:リスク分担表で不要な項目があるので、今後改める必要がある(料金返還)。	令和6年度よりリスク分担表の不要な項目を削除し、改めた。
3	適正性	指定管理者:テントを自主事業において購入しているが、指定管理期間終了後の市への引継ぎや、市から貸与を受けている物品と明確に区別して管理する観点からは当該テントについてもリスト化しておくことが望ましい。	備品管理簿において市の備品を明瞭に管理しているが、令和5年度より当該テントにおいても区別化して管理するように改めた。
4	適正性	所管課:業務仕様書によれば、業務において指定管理者が使用する備品について定期的に教育委員会が照合すると規定されている。このことについて、所管課は指定管理者が現物実查をしたリストに基づき備品の照合を行っている。業務仕様書の記載は、教育委員会が現物実查を定期的に行うという解釈もでき得る記載となっていることから、業務仕様書の記載を明瞭にされたい。	教育委員会は年度当初の協定締結時において、備品の照合を行っているが、業務仕様書の「6. 物品の管理等(3)」の記載において、「定期的に」との記載が定期的に行うという解釈もできうる記載となっており、不明瞭であったため、令和6年度の仕様書よりこれを削除し、修正した。
5	財務健全性	指定管理者:業務仕様書において、経理規程の策定、現金取扱に関する規程の整備が求められているが、現状いずれも策定されていない。	令和7年2月に経理規定及び現金取扱に関する規定について策定をした。この規定に沿った運営を行い、適切な会計処理に努める。